



第 102 号

森 順美
KCCN 理事・事務局
消費生活相談員

第 53 回京都消費者大会に登壇して

1. 京都消費者大会について

令和 4 年度で 53 回を迎えられた京都消費者大会ですが、私が消費生活相談員になって、はじめて聴講させていただいたのが「第 41 回京都消費者大会」であり、記念講演として当時国民生活センターの理事長をされていた弁護士の野々山宏先生が「消費者市民社会への転換をめざして－国民生活センターの果たす役割－」をテーマにお話をされていました。その後、「第 50 回京都消費者大会」では元消費者庁長官の阿南久講師が「SDGs と消費者市民社会」についてご講演されたり、「第 51 回京都消費者大会」では弁護士の住田浩史先生が「消費者市民社会って何？コロナ禍の課題について」をご講演されていたことが深く印象に残っています。毎回、講師の先生方のお話に聞き入っていたことやそのご活動の凄さに心から感銘を受けるとともに、尊敬の念を抱く場になっていました。

2. 本年(令和 4 年度)の第 53 回消費者大会について

今回の大会は、令和 4 年 5 月 29 日(日)に開催されました。テーマは、「若者の未来を考える!18 歳から狙われる消費者被害」であり、京都産業大学法学部教授の高嵩英弘先生が「18 歳成年時代に必要なこと－消費者教育の意義と展望－」についてご講演をされることになっていました。

また、「消費者教育と若者の未来を考えよう!」と題して、パネルディスカッションが行われ、パネラーに大学生や親世代、高等学校の先生が登壇されるとのことで、私も聴講させていただこうと参加申し込みを済ませていました。

令和 4 年度 消費者月間イベント 第 53 回京都消費者大会

「若者の未来を考える! 18歳から狙われる消費者被害」

令和 4 年 4 月からの成年年齢の引下げにより、18 歳から親の同意を得ずに様々な契約ができるようになりました。これまでも、成人になると消費者トラブルに関する相談件数が増加する傾向にありましたが、成年年齢の引下げで、18 歳・19 歳の消費者トラブルの増加が懸念されています。新型コロナウイルス感染症の影響で、人との関わりが希薄になっている昨今、孤独の中で将来に不安を感じる若年者の心理につけ込むトラブルの増加も懸念されます。消費者トラブルに巻き込まれないよう、若年者自身がどのようなことに注意すればよいのか、また周りの大人たちがどのように見守ればよいのか、成年を迎えた若年者の未来について、講演とパネルディスカッションを通して考えます。

日時
令和 4 年 5 月 29 日(日)
午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分 (開場 午後 2 時)

場所
京都経済センター 3 階 (会議室 3-F)
京都市下京区西条通室町東入街谷町 78 番地

講演
「18 歳成年時代に必要なこと－消費者教育の意義と展望－」
高嵩英弘 氏
(京都産業大学法学部教授、NPO 法人京都消費者ネットワーク理事)

パネルディスカッション
「消費者教育と若者の未来を考えよう!」
パネラーに大学生や親世代、そして先進的に消費者教育を進めておられる高等学校の先生にご登壇いただき、高嵩氏のファシリテートで内容を深めます。

参加方法
① 会場定員 **50 名** (先着順) **参加費 無料**
② Zoom ウェビナーにてオンラインでの参加
● 申込時に記載されたアドレス宛に招待用の URL を送信します。
● 参加費は参加者負担となります。
● スマートフォンからの参加で Wi-Fi 等を利用しない場合、通信料金がさかむ場合がありますのでご注意ください。

参加申込み
お名前、電話番号、参加方法 (参加 1 又は 2)、Zoom 招待 URL をお送りするメールアドレス (2 の場合) を添えて、ホームページ、メールまたは FAX でお申し込みください。(様式任意)

申し込み期間:
5 月 1 日(日)～5 月 25 日(水)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場には十分な広さを確保していますが、参加の際には、マスクを着用するなど働き手アット等を中心に行ってください。当日に咳や発熱などの症状がある場合は参加を御遠慮いただきますようお願いいたします。

主催 / 京都府、京都市、NPO 法人コンシューマーズ京都 (京都府団連)
申込先・お問い合わせ / NPO 法人コンシューマーズ京都 (京都府団連)
〒600-8404 京都市中京区錦町五丁目二番地 七〇七ビル 4F
TEL: 075-251-1100 / FAX: 075-251-1003
E-mail: syodanren@mc2.seikyousei.jp ホームページ: <https://consumers-kyoto.net/>

3. 突然の登壇依頼がありました。

2022年5月中旬に京都消費者大会の事務局から連絡があり、大会の打ち合わせを講師の先生方としていく中で、消費生活相談員から消費者被害の現場において報告をして貰いたいとの意向があり、登壇していただきたいとお話がありました。

その内容は、令和4年4月からの成年年齢引下げにより、18歳から親の同意を得ずに様々な契約ができるようになり、18歳・19歳の消費者トラブルの増加が危惧されていることから、消費者被害の現場において件数も含めて動きがあるのか等の報告と、パネルディスカッションにおいてパネラーとして登壇するというものでした。

当初、私にとっての「京都消費者大会」は歴史もあり、今まで登壇されている講師の先生のお顔が走馬灯のように浮かび、私が登壇しても良いのか、登壇できるのか、とても不安でした。しかし、いろいろ話をさせていただき、また主催者である京都府も協力して下さるとのことで、登壇させていただくことにしました。

4. 京都消費者大会の当日

当日は、ご講演される高畠先生やパネラーの皆さまとはじめての打ち合わせをしたあと、大会が始まりました。

高畠先生が消費者法教育の重要性と今後の展望を講演されている中で、私からは消費生活相談の現場における若者からの相談件数とその特徴やトラブル事例を報告し、また今まで携わってきた大学での単位取得授業での講義における消費者教育について話しをしました。次に、高校で消費者教育を進めておられる埼玉県立蓮田松韻高等学校の池垣陽子先生から、家庭総合における消費者教育の授業実践の報告がなされました。私の報告を受けて、高畠先生が角度を変えて消費者の権利や責任の視点から話を広げてくださり、とても感動しました。

また、パネルディスカッションでは成年年齢が18歳になったことへの率直な思いなどを大学生から聞くことができ、親世代からは家庭教育の中での思いなどを知ることができました。私からは、若者へのメッセージとして、大人になるということは、全て自分で判断することではなく、自分で判断できることとできないことを区別し、できないと判断した時は周りへ相談をすることが重要であることを伝えさせていただきました。それは、特に悪質な業者は、「大人になったのだから自分で判断すべき」と即断させ、契約を迫ってくる現状を被害相談現場で目の当たりにしているからです。このメッセージを少しでも多くの若者に届けたいとの思いからでした。

5. 感想

大会当日は、とても緊張しましたが、私からの報告の中で、大学での消費者教育について伝えた場面において、高畠先生が別の視点から捉えて話を広げて下さったこと、凄

く新鮮で新たな気づきとなりました。大変、感謝をしております。そして、パネルディスカッションでは、若年者にメッセージを伝えることもでき、大会に登壇できて心から良かったと思っております。

このような機会を与えていただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。また、ご参加をしていただきました皆様、本当に有り難うございました。

なお、翌日の京都新聞の朝刊に第53回京都消費者大会の記事が掲載されていまして、貼付いたします。本件記事の転載については、京都新聞社から許諾をいただいております。

※ 「2022年5月30日付け京都新聞」掲載

京都府と京都市、消費者団体のNPO法人「コンシューマーズ京都」(京都市中京区)が、5月の消費者月間

成人年齢下げ法教育の充実訴え
若者の消費者被害を
考える講演会が29日、
京都市下京区の京都経
済センターであった。
4月からの成人年齢引
き下げで、若年層のト
ラブル増が懸念される
中、注意点や法教育の
重要性について専門家
らが語った。

消費者被害増に懸念

成人年齢下げ法教育の充実訴え

下京



パネル討論で意見を交わす参加者たち
(京都市下京区・京都経済センター)

響力があるため、成人
年齢引き下げで被害が
より増える恐れがある
と指摘。「消費者教育
だけでなく、消費者保
護の法制度を体系的に
学ぶ教育が必要だ」と
した。

NPO法人「京都消
費者契約ネットワーク」
の森順美相談員は
被害事例を示し、「自
分で判断できること
と、できないことを区
別し、周囲への相談を
ためらわないで」と呼
びかけた。

会場では大学生や子
育て中の母親らが参加
したパネル討論もあ
り、若者をトラブルか
ら守るための環境整備
を求める声が上がっ
た。(宇都寿)

(2022年11月)